

## 令和3年 第1回甲良町教育委員会本会議議事録

令和3年3月16日（火）、甲良町公民館において、令和3年 第1回甲良町教育委員会本会議を開催する。

1. 出席委員は、次のとおり

松田教育長、日下和子委員、尾崎隆昭委員、藤真照委員、  
新家美静委員

1. 委員以外の出席者は、次のとおり

福原教育総務課次長、藤村学校教育課長、望月教育総務課課長補佐、

1. 本会議の日程は、次のとおり

日程番号	議案番号	件名
日程第1		令和2年第4回会議録承認の件（藤委員）
日程第2		会議録署名委員の指名（新家委員）
日程第3		教育長報告
日程第4	承認第1号	甲良町教育委員会所管施設使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則につき、承認を求めることについて
日程第5	承認第2号	甲良町公民館管理運営規則の一部を改正する規則につき、承認を求めることについて
日程第6	承認第3号	甲良町人権問題啓発指導員設置に関する規則の一部を改正する規則につき、承認を求めることについて
日程第7	承認第4号	甲良町立小学校および中学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則につき、承認を求めることについて
日程第8	承認第5号	甲良町学習交流施設の設置等に関する施行規則の一部を改正する規則につき、承認を求めることについて
日程第9	承認第6号	甲良町スポーツ協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱につき、承認を求めることについて
日程第10	承認第7号	甲良町分館活動事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱につき、承認を求めることについて
日程第11	承認第8号	甲良町子ども家庭総合支援拠点の設置および運営に関する要綱の制定につき、承認を求めることについて

○松田教育長 それでは、失礼します。

教育委員の皆様には、お出にくい時間帯にお集まりいただきましてありがとうございます。

予定の時刻となりましたので、令和3年第1回教育委員会本会議を始めさせていただきます。ここから座って失礼いたします。

早速になりますが、日程第1 令和2年第4回会議録承認の件につきまして、藤委員、よろしくをお願いします。

○藤委員 正確に記載されていたことを報告いたします。

○松田教育長 ありがとうございます。

次に、日程第2 会議録署名委員を指名させていただきます。新家委員、よろしくをお願いします。

○新家委員 はい、分かりました。

○松田教育長 続きまして、教育長報告をさせていただきます。

今回の会議の中では、4月より実施されていますGIGAスクール構想について少し報告をさせていただきます。もうご存じのとおり、GIGAスクール構想は、令和2年度、県内においても、どの市町においてもぐんぐんと進められてきました。令和3年度4月から実施ができるようにということで、市町によって多少差異はございますが、そういう形で進められましたが、GIGAスクール構想、国が提唱してきたその背景というのは、やっぱり社会の劇的な変容にあるんだろうと思います。

もう皆さんもお使いだろうと思うんですが、スマートフォンが普及してきた、これが2010年には10%であったというように記録されています。その普及率が、2010年から2012年には50%を超える、現在は80%を超えるという、5人に4人はスマートフォンを使っているということで、お使いであれば、ちょっと分からない言葉が出てきましたら調べる、検索することができます。あるいは、事件とか事象をもう少し詳しくと思っても検索することができます。また一方では、これから出かけるんやけども、天気はどうやろということで、かなり正確な雲の動きによる天気の変わりも情報としては入手することができます。あるいは、買物も、このスマホで、インターネットですということやら、それから、旅行の予約、そして、外食の店の予約と、もう様々な形で使われます。そして、直近になりまして、電子決済という、今申し上げた内容は、私はできないんですけども、電子決済というのが出てきています。そういうような社会がもう劇的に今、スマートフォンの普及率から、スマートフォンについてだけ言いましたが、何か聞きますと、農業においては、トラクターがもう自動で田んぼを耕したり、あるいはコンバインが刈ったりというようなことも何かされているというのも聞いた

ことがあります。そういう形で、本当に情報技術、通信技術の劇的な変容によって社会が変わろうとしています。

今の小中学生は、この先、そういう社会に出て行くというようなことになりまますので、そのことを見越した上で、G I G Aスクール構想を国が急速に進めようとしているというように考えられます。そのG I G Aスクール構想の中で、I C T教育が本町でも、G I G Aスクールによって各校の環境整備、それから、タブレットの購入等ももうできましたし、あと、品物が来るのを待つというようなことになります。

このI C T教育の導入の効果って何やという、その辺を考えたときに、まず、子どもたちの興味、関心が高まって、授業に熱心に集中してできるということが1点挙げられるかなと思います。

それから、もう1点は、子どもたちの学力というのは個々人、能力は違いますので、個の学力に応じた個別最適化学習ができるという、充実していくということ。あるいは、今やっている一斉学習のような共同的な学習の中でも、それぞれの子どもたちの考えが一覧表でぱっと授業者には見ることができて、そこから学習の内容を深めていくことができるというような、そんな授業づくりもできます。

また、教科書とかテキストとか資料集とか、そういったものを使って、活字だけでない、画像や、あるいは動画、そういったものも情報として入手して授業の中で活かすことができる。すなわち、子どもたちの視覚とか聴覚にも訴えかける、より分かりやすい学習を仕組んでいけることができるというような。しかも、その情報の入手先は全世界にまたがってすることができるということも思います。

そして、最後ですけれども、教員の働き方改革というように、少し前から言われていますが、教員の働き方改革にもつながっていくということで、紙ベースの印刷の手間というのは、かなりのものが教員には負担としてあるわけですが、その辺の負担が軽減できる、あるいは、一度つくった情報というのは、やっぱり教員間で一緒に共有することができるという、そういうようなことも働き方改革につながっていくというようなこと。またほかにもあるわけですけれども、目立った分だけ申し上げました。

一方で、じゃ、課題はどうなんだ。まず、I C T機器を使ったときに情報漏えいの対策をする必要があると、徹底しなければならないということと、先ほど少しスマートフォンのときにも申し上げましたが、I C T機器に苦手意識を持つ教員への負担は非常に大きなものになるということで、本町におきましても、I C T教育推進検討委員会を今年度より立ち上げまして、そして、研修の機会を持っているというようなことで、さらに、タブレットが来

ましたら、その実際の授業を通して研修も進めていくという、そんな準備もしているところです。

それから、子どもの立場に立ちますと、効果の1番目に、興味、関心が高まってということで、授業の目的に沿った形でうまく活用するといいいんですけども、自分の興味、関心に没頭して、授業とは少し離れたような情報を検索したり、あるいは、引っ張ってきいたりというようなことも、なきにしもあらずというようなことで、その辺のところも、ICT機器を使いこなすということは、とてもこれから先の社会を考えたときには大事なことです。使いこなして、ほんでICT教育が終わりでなしに、これを使いこなして授業の目的に合った学習、内容を深める、目的に迫っていく、学習内容あるいは学習目的に迫っていくという、そういうような活用の仕方をしなければならないというようなことを思います。この辺は、具体的には町のICT教育推進検討委員会の中で教員向けの研修を仕組んでいくということになります。

いずれにしても、最後になりますが、ICT環境整備のよしあしは、ただ単に整備がよかったということでもなしに、その環境整備、そして、ICT機器を使って、いかに工夫した、充実した学習の場を仕組むことができるのかということをお問われると思います。すなわち、教員の能力、使いこなしていく能力、授業をつくっていく能力、ここにこのICT環境整備が整備されてよかったかどうかというのがかかっているというように自分自身は捉えています。ですから、教員の能力をいかに高めるような研修機会を提供していくかということをお今後力を入れて進めていきたいというようなことを思います。

報告は以上であります。

何か質問等がありましたら。

もし後でありましたら、最後にもう1回時間を取りますので、またご意見をいただけたらと思います。

少し急ぐようですけども、次に進ませていただきます。それでは、日程第4 承認第1号について、事務局から説明の方をお願いします。

**○福原次長** それでは、次第を1枚おめくりください。

承認第1号です。甲良町教育委員会所管施設使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて、上記の議案を提出する。令和3年3月16日。 甲良町教育委員会教育長。甲良町教育委員会所管施設使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものでございます。1枚おめくりください。担当の方より説明いたします。

○望月課長補佐 甲良町教育委員会所管施設使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則でございます。1枚おめくりください。

新旧対照表でございます。現行の方の上から3段目、その2というところがあるんですけども、その2に甲良町総合公園のことが書かれておりました。令和3年度より、甲良町総合運動公園の維持管理につきましては、所管が社会教育課から建設水道課へ移るため、改正するものでございます。以上です。

○松田教育長 承認第1号の説明が終わりました。質問がございましたらお受けしたいと思えます。所管が変わるといふ、そのための規則一部改正ということなんです。ないようですので、お諮りします。

承認第1号につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。  
(賛成者挙手)

○松田教育長 ありがとうございます。承認第1号は承認されました。

続きまして、日程第5 承認第2号に移っていくわけですが、この承認第2号と、次の日程第6 承認第3号につきましては、規則改正、一部規則改正ですが、理由は、改正理由が同じですので、承認第2号、承認第3号、一括で事務局より説明をさせていただきます。事務局、お願いします。

○福原次長 それでは、承認第2号でございます。甲良町公民館管理運営規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて、上記の議案を提出する。令和3年3月16日。甲良町教育委員会教育長。甲良町公民館管理運営規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求める。

続きまして、1枚、2枚めくっていただいて、承認第3号でございます。甲良町人権問題啓発指導員設置に関する規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて、上記の議案を提出する。令和3年3月16日。甲良町教育委員会教育長。甲良町人権問題啓発指導員設置に関する規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものでございます。

承認第2号、承認第3号とも、先ほど教育長が説明していただいたように、改正理由が同じです。

まず、この2つのものは、第2号につきましては、分館長の報酬を定めるものと、第3号につきましては、人権問題啓発指導員に対する報酬を定めるものがあるんですが、この報酬につきましては、条例、甲良町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例というものがあります。昨年度までは、そちらの方で金額が定められておったんですが、昨年度、総務課の方で、特別職に当たらない者の報酬の方を削除しております。その中

で、分館長についても、啓発指導員についても、条例から削除されておりました。本来であれば、削除された後に、このように一部改正をするのが本来であります。削除したことをうちの方が聞いておりませんでした。その関係によって、今年度、報酬を払うのに根拠がありませんでした。そのことについて、今年度の支払いについては、昨年同様で支払いをするんですが、今後のことも考えて、それぞれの規則の一部を改正したものでございます。金額につきましては、担当の方より説明いたします。

○望月課長補佐 分館長報酬につきましては、年額2万5,000円とする。承認第3号につきましては、おめくりいただきまして、啓発指導員の報酬額は日額5,000円とするものを改めたものでございます。以上です。

○松田教育長 承認第2号、3号、一括提案を、改正理由が同じですので、一括提案をしていただきました。それぞれお諮りはします。その予定をしています。まず、承認第2号につきましては、質問がありましたらお願いをします。ないようですので、お諮りします。

承認第2号についてです。承認第2号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○松田教育長 ありがとうございます。承認第2号は承認されました。

続きまして、承認第3号につきましては、ご質問等がありましたらお願いします。質問等が出てきませんので、お諮りしたいと思います。

承認第3号、承認3号につきましては、ご承認いただけます方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○松田教育長 ありがとうございます。

続きまして、日程第7 承認第4号について、事務局より説明をお願いします。

○福原次長 それでは、承認第4号でございます。甲良町立小学校および中学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて、上記の議案を提出する。令和3年3月16日。甲良町教育委員会教育長。甲良町立小学校および中学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものでございます。1枚おめくりください。担当の方より説明いたします。

○望月課長補佐 甲良町立小学校および中学校の施設開放に関する規則の一部を改正するものでございます。1枚おめくりください。

右のページに新旧対照表がございます。新旧対照表をもう1枚おめくりい

ただきまして、改正の主なものにございましては、第9条、利用の手続なんですけれども、この2項を追加し、あと、第10条、使用料の納付をうたいました。あと、第11条、使用料の減額または免除を追加させていただきました。あとは、分かりやすいように文言の修正をしたものでございます。以上です。

○**福原次長** すいません、補足です。今、担当の方より説明いたしましたが、この学校施設については、東小学校と中学校の体育館の利用についてです。現在も申請をいただいております。また、使用料の方もいただいているんですが、そのことが規則の方で明確に書かれていなかったもので、今、今回、第9条の特に2項と第10条を改正するものでございます。すいません、以上です。

○**松田教育長** 事務局の説明が終わりましたので、質問がありましたらお受けしたいと思います。よろしいでしょうか。第9条の第2項、第10条を挿入したり、あるいは改めたりということで、そのほかには、全体的に文言を修正して、より分かりやすいようにというように改正するものでございます。質問等がないようですので、お諮りをしたいと思います。

それでは、承認第4号につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。承認、第4号については承認されました。

続きまして、日程第8 承認第5号につきまして、事務局より提案の方を、説明の方をお願いします。

○**福原次長** それでは、承認第5号でございます。甲良町学習交流施設の設置等に関する施行規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて、上記の議案を提出する。令和3年3月16日。甲良町教育委員会教育長。甲良町学習交流施設の設置等に関する施行規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものでございます。1枚おめくりください。

すいません、これから担当の方が説明するんですが、先ほどの承認第4号も、今回の承認第5号も、この後の6号、7号もそうなんですが、事務手続上、もう既にやっていることなんですが、今も教育長がおっしゃってくださったように、もう既にしていることなんですが、分かりやすく、事務を遂行する上で規則の方を改正するものでございます。それでは、承認第5号について担当の方より説明いたします。

○**望月課長補佐** 1枚おめくりください。甲良町学習交流施設の設置等に関する

る施行規則の一部を改正するものでございます。

甲良町学習交流施設がどのような施設を指すのか、分かりやすくするために、「甲良町学習交流施設」の後に、「せせらぎ夢空館」と付け加えたものです。あと、現在、学校の敷地は全面禁煙でありますので、敷地内および館内につきましては禁煙ということの一部改正させていただいたものです。以上です。

○**福原次長** すいません、補足です。学習交流施設というのは、西小学校の体育館、せせらぎ夢空館のことなんですが、今までこの条例、規則等を検索するにあたって、せせらぎ夢空館というのはないので、検索するのも手間というか、分かりにくかったので、正しくこの「せせらぎ夢空館」という文言を入れさせてもらうのが目的でありました。その中で、今もう役場もそうなんですが、学校施設も全て禁煙です。文言の中でも「喫煙および飲食をする場合は」というのがありましたので、その分を削らせてもらったというものでございます。以上です。

○**松田教育長** 事務局の説明が終わりました。承認第5号につきまして質問がありましたらお願いしたいと思います。質問はございませんか。それでは、お諮りをいたします。

承認第5号につきまして、ご承認いただけます方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。承認第5号は承認されました。

次に、日程第9 承認第6号について、事務局より説明をお願いします。

○**福原次長** それでは、承認第6号でございます。甲良町スポーツ協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱につき承認を求めることについて、上記の議案を提出する。令和3年3月16日。甲良町教育委員会教育長。甲良町スポーツ協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めらるものでございます。1枚おめくりください。担当の方より説明いたします。

○**望月課長補佐** 甲良町スポーツ協会補助金交付要綱の一部を改正するものでございます。1枚おめくりください。

新旧対照表です。主なものにつきましては、第4条、補助対象経費の1号から3号のものを1号から9号に細かく分かりやすくしたものでございます。以上です。

○**松田教育長** 事務局の説明が終わりましたので、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。質問はございませんか。質問がないようですので、お諮りしたいと思います。

承認第6号につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。



(賛成者挙手)

- 松田教育長** ありがとうございます。承認第6号は承認されました。  
続いて、日程第10 承認第7号につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 福原次長** それでは、承認第7号でございます。甲良町分館活動事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱につき承認を求めることについて、上記の議案を提出する。令和3年3月16日。甲良町教育委員会教育長。甲良町分館活動事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものでございます。1枚おめくりください。担当の方より説明いたします。
- 望月課長補佐** 甲良町分館活動事業費補助金交付要綱の一部を改正するものでございます。1枚おめくりください。  
右側に新旧対照表が載っております。新旧対照表を1枚おめくりください。主なものにつきましては、第9条、実績報告および別表の補助対象経費を細かく分かりやすくしたものでございます。あと、文言の修正をしております。以上です。
- 松田教育長** 説明が終わりましたので、質問がありましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。この今の事務局の説明を聞いていますと、第9条、それから、第11条の中で、より補助対象者が何に使えるんやというところを、分かりやすく細かくしているものだというように思います。質問がないようでしたら、お諮りをします。
- 新家委員** すいません、いいですか。
- 松田教育長** はい、どうぞ。
- 新家委員** すいません、細かいことのようなんですが、別紙の、「(第2条関係)」の別紙のところなんですが、補助対象経費のところ、ずっと内容が書かれてある一番下のところに、「ただし、次に掲げるものは対象としない」ということであるんですが、ずっと書かれてあって、すぐ下に書いてあると、ちょっとややこしい。これも対象になるのかなというか、ぱっと見たときに、ややこしくないかなという気はしたんですけども。
- 福原次長** そうですね。確かにそうかなと。
- 新家委員** もしあれやったら、もうちょっと間を開けて書いていただくと、まだ幾らか分かりやすいのと違うのかというふうには思いました。
- 福原次長** そうですね。ありがとうございます。1行開けるか、それか、この場合、もうちょっと書き方の方を分かりやすく修正の方をしたいと思いません。ありがとうございます。

○**松田教育長** ただし書ですので、上から見て、ここは駄目やということが分かりやすいようにすると。それでは、今、ご質問というか、ご指摘がありました、改善するというように事務局の方が答えました。承認第7号についてお諮りします。

承認第7号、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。承認第7号は承認されました。

続きまして、日程第11 承認第8号について、事務局より説明をお願いします。

○**福原次長** すいません、それでは、承認第8号でございます。甲良町子ども家庭総合支援拠点の設置および運営に関する要綱の制定につき承認を求めることについて、上記の議案を提出する。令和3年3月16日。甲良町教育委員会教育長。甲良町子ども家庭総合支援拠点の設置および運営に関する要綱の制定につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものでございます。1枚おめくりください。担当の方より説明いたします。

○**望月課長補佐** 甲良町子ども家庭総合支援拠点の設置および運営に関する要綱でございます。

趣旨、目的につきましては、第1条。この要綱は、児童福祉法第10条の2および市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱に基づき、全ての子どもおよびその家庭、妊産婦等の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整等の必要な支援を行うため、甲良町子ども家庭総合支援拠点を設置し、その運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条につきましては、用語の定義となっております。

設置場所、第3条。支援拠点は、子育て支援センターに設置する。

支援対象、第4条です。支援の対象者は、町内に住所を有する全ての子どもおよびその家庭ならびに妊産婦とする。ただし、教育長が必要と認めたときには、この限りではない。

第5条につきましては、事業内容が書かれております。

第6条につきましては、運営方法です。1枚おめくりください。

第7条につきましては、職員の配置等、第8条につきましては、その他が記載されております。

付則。この要綱は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

制定の理由につきましては、自治体に虐待対応のみでない地域の全ての子ども、家庭の相談に対応する子どもの支援の専門性を持った拠点の設置が義

務づけられました。この法的根拠に基づき、国は2022年までに全市区町村に設置するものの方針を打ち出しておられます。既に甲良町子育て支援センターでは、令和元年度から、妊娠期から青少年期前期、青年期前期まで、一体的に情報を収集し、子どもの発達段階や家庭の支援に応じて支援を継続して実施することを目的とした総合家庭支援を行っております。この子育て支援センターを拠点とした設置の要綱を制定したものでございます。以上です。

**○松田教育長** 事務局の説明が終わりました。ご質問がございましたらお願いをします。質問はございませんか。要綱として、きちっと明記されているわけですが、本町では令和元年から、望月補佐の説明がありましたように、具体的な形で取組はもう進んでいますので。それでは、ないようですので、お諮りをします。

承認第8号につきまして、承認いただけます方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

**○松田教育長** ありがとうございます。承認第8号は承認されました。

以上で、本日の本会議での議事、議決、承認等は終わりました。これにて令和3年第1回教育委員会本会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

以上で、今日の議題はすべて終了